

子育て支援に関する施策の推進に係る
守口市とダイドードリンコ株式会社との事業連携・協力に関する協定書

守口市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を図ることで、子育て支援に関する施策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する子育て支援に関する施策の推進に向けて甲乙間の緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域社会の発展に資することを目的（以下「本目的」という。）とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、本目的を達成するために、相互の情報及び意見交換に努めるとともに、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子育て支援の施策に関すること。
- (2) 子どもの健全育成に関すること。
- (3) その他本目的を達成するために必要な事項。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項に関し、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、覚書を交わし決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定及びこれに基づき行われる実施事項に関して知り得た相手方の非公知の情報につき厳に秘密を守り、相手方の事前の書面による承諾のない限り、本協定の有効期間中はもちろん終了後2年間他に開示してはならず、本目的以外に使用してはならない。

（本協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定は、本協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが相手方に対し文書をもって本協定を終了する旨の通知をしない限り、その効力が継続するものとする。

2 前項の通知は、本協定終了希望日の1か月前までにするものとする。

（疑義等）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

（甲）所在地 大阪府守口市京阪本通2-5-5
名 称 守口市
役職・氏名 守口市長 （ 自 署 ）

（乙）所在地 大阪府大阪市鶴見区諸口6-15-12
名 称 ダイドードリンコ株式会社
役職・氏名 西日本第一営業部長 （ 自 署 ）